

○高島町行政視察の受入等に関する要綱

平成27年3月11日告示第17号

高島町行政視察の受入等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高島町（以下「町」という。）が行政視察（以下「視察」という）を受け入れ、保有する行政情報を提供する際の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務分担)

第2条 視察の受け入れ及び視察の対応は、当該視察の目的事項を所管する課等（以下「所管課」という。）において行う。

(申請)

第3条 視察を希望する者（以下「視察者」という。）は、高島町行政視察申請書（別記様式）を所管課に提出するものとする。

(受付)

第4条 所管課は、受け入れることとした視察者に対し、視察資料代（以下「費用」という。）を含む視察の対応に係る必要な事項を通知するとともに、町内の宿泊施設等の紹介を行うものとする。

2 所管課は、円滑な視察の受け入れを行うため、必要な事項について視察者と事前に調整を図るものとする。

(費用の徴収等)

第5条 町は、費用として、次の各号に掲げる額の合計額を徴収する。ただし、視察の過程において有料施設入館料が発生した場合は、当該実費について別途徴収するものとする。

(1) 基本額は、視察1件につき次に掲げる額とし、標準所要時間を1時間30分以内とする。ただし、町内で宿泊又は食事等をする場合は、基本額を免除する。

ア 行政、議会又は教育機関の場合 2,500円

イ 公益法人の場合 2,500円

ウ ア又はイを通じて申請した場合 2,500円

エ アからウまで以外の場合 5,000円

(2) 加算額は、視察者1人あたり500円とする。

2 実費負担の庶務は、所管課が処理する。

(免除)

第6条 次の各号に掲げる視察者は、前条の規定による費用を免除することができる。

- (1) 指導機関（国又は県の機関、国又は県の公選職等）
- (2) 置賜管内の市町
- (3) 町が平成27年4月1日以後に視察を行った実績がある市町村
- (4) その他免除が適当と認められるもの

(徴収方法)

第7条 費用は、町が納入通知書を発行の上、徴収する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。